

3 計画の内容

ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策

I 土砂災害防止施設の充実・強化（ハード対策）

土砂災害発生箇所における緊急的な対策施設の整備を最優先で実施するとともに、より効果的・効率的な整備の推進を図ります。

また、国の直轄砂防事業との連携を図ることにより、県全域の着実な土砂災害防止施設の整備を進めていきます。

I-1 再度災害防止のための緊急対応

8. 20 土砂災害の被災地域における、緊急的な対応が必要な箇所の施設整備については、「8. 20 土砂災害 砂防・治山に関する施設整備計画」に基づき、再び同様の災害が起こらないよう、客観的な評価によらず最優先で事業に取り組みます。

◆ 8. 20 土砂災害を踏まえ整備した緊急事業 ◆

↓ 根谷川支川 86（安佐北区）



↓ 根谷川支川 101（安佐北区）



↓ 山本 8 丁目 26 地区（安佐南区）



↓ 山根地区（安佐北区）

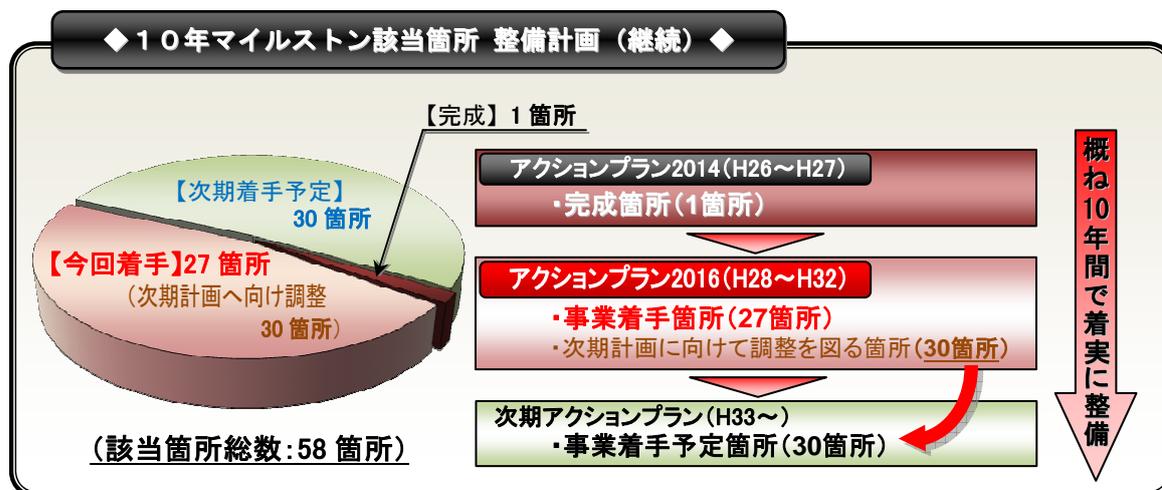


I-2 10年マイルストンの設定による計画的な事業実施 **【継続】**

南海トラフ地震等，大規模地震発生や集中豪雨により災害が発生した際に，重要な役割を担う，地域の防災拠点*及び代替避難所の無い大規模避難所（小・中学校）を保全する箇所の計画的な整備に継続して取り組みます。

10年間（残り8年間）の計画期間を設定することにより，5年間の計画期間を超えて，整備対象の明確化と集中投資による計画的な整備を継続して推進していきます。

（※ 防災拠点：市町庁舎・出張所，警察署，消防署，水道局等 各市町の防災計画で指定されている施設）

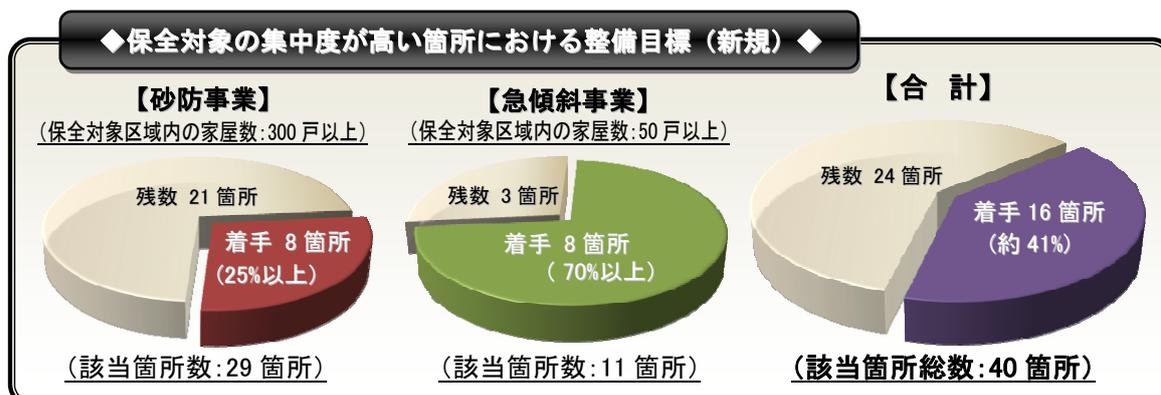


※ 該当箇所総数については，最新の調査の結果，対象施設である小学校が廃校となったり，避難所の指定から外れるなどの理由により減少となった。（前プラン:68箇所 ⇒ 見直し後:58箇所）

I-3 事業の優先順位に基づく効果的・効率的な整備の実施 **【見直し】**

8. 20土砂災害では，都市部の住宅密集地において土石流などが相次いだことから，76名もの尊い人命が失われる甚大な被害が発生した教訓を踏まえ，従来の優先順位を一部見直し，保全対象の集中度が高い箇所の整備のより一層の重点化を推進します。

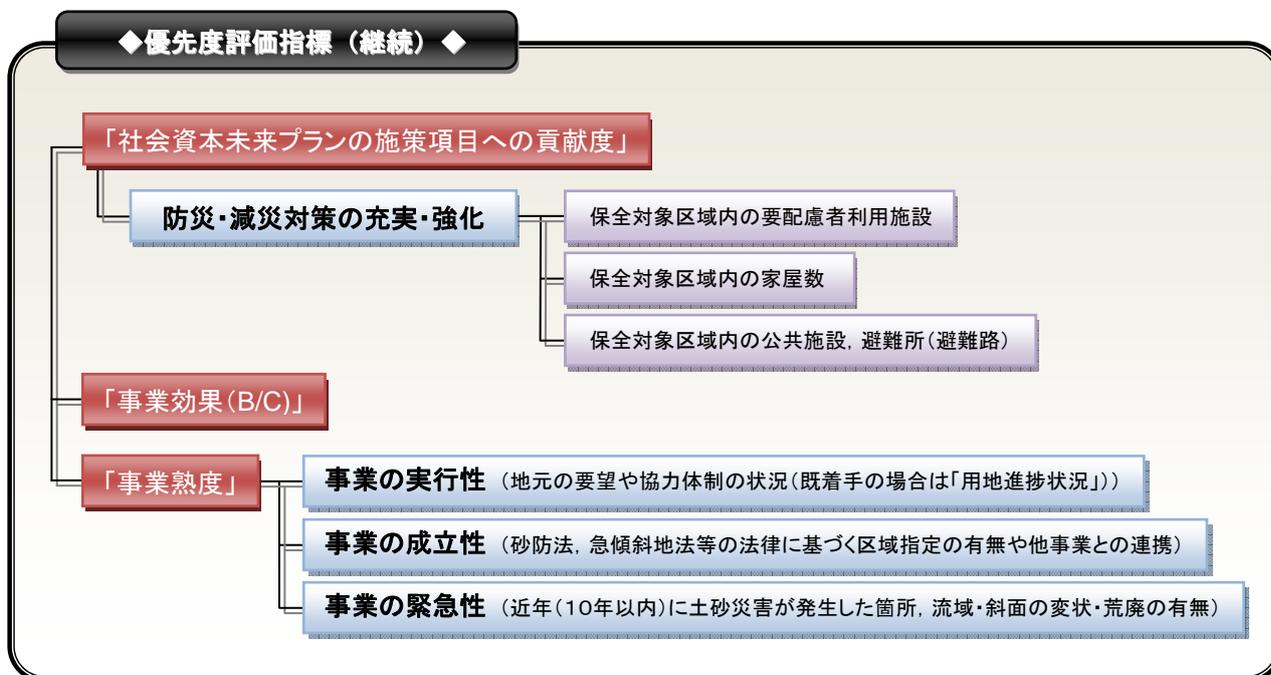
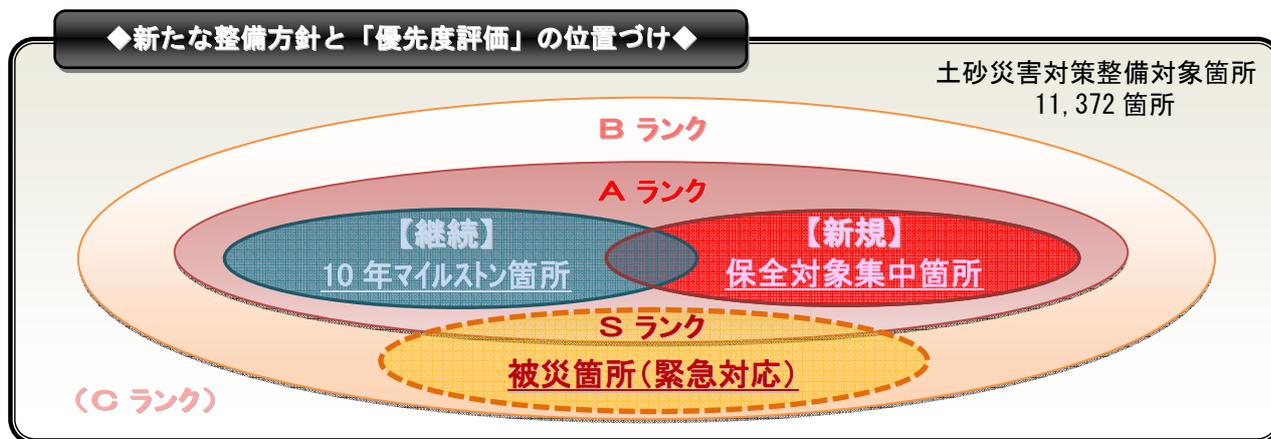
一定数以上の保全対象家屋（砂防事業：人家等が300戸以上，急傾斜事業：人家等が50戸以上）を有する未整備箇所を重点的に選出し，計画期間で一定の実施率達成を目指します。



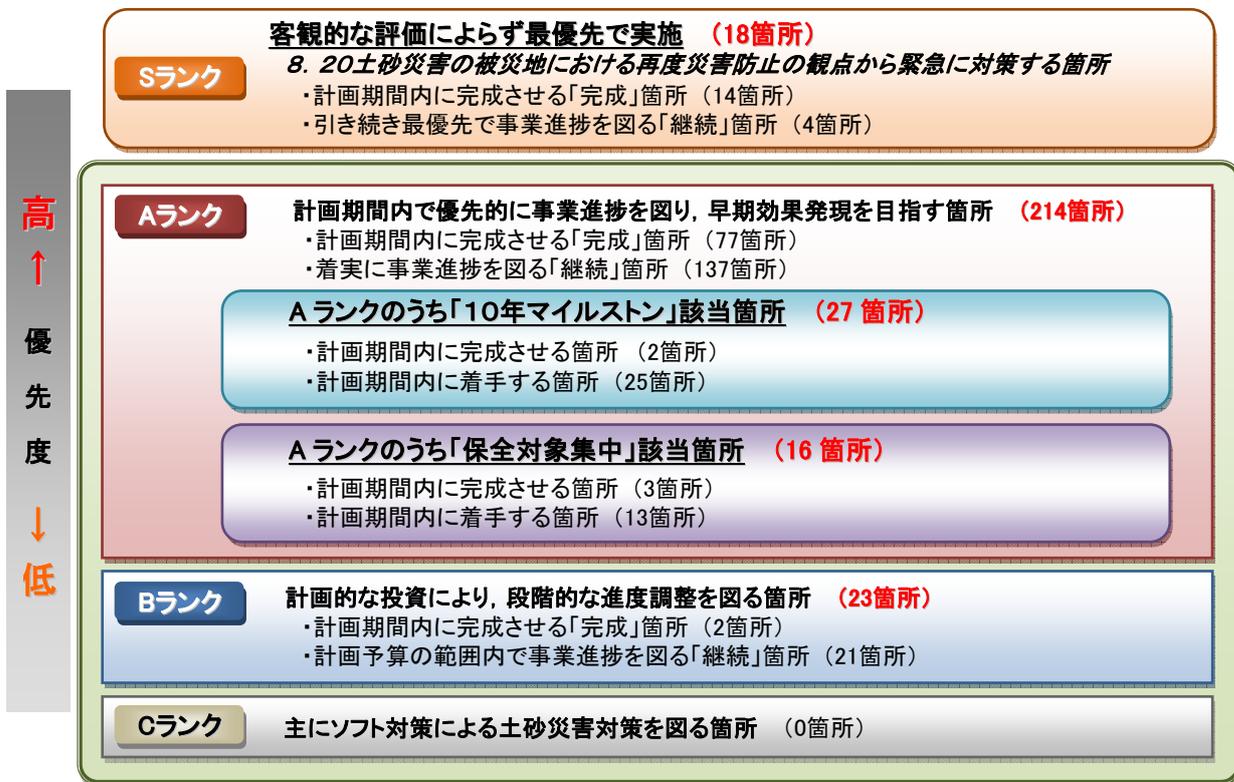
3 計画の内容

また、前プランに引き続き、保全区域に集落を形成する家屋或いは要配慮者利用施設等の重要施設がある土砂災害危険箇所を対象に、「効率性」、「経済性」、「有効性」を評価基準とした優先度評価を行い、この結果（A、B、Cランク）を踏まえて、事業効果の大きい施設整備（砂防堰堤や一連区間の斜面对策等の整備）を進めていくことで、“選択と集中”による“早期効果の発現”の推進も図っていきます。

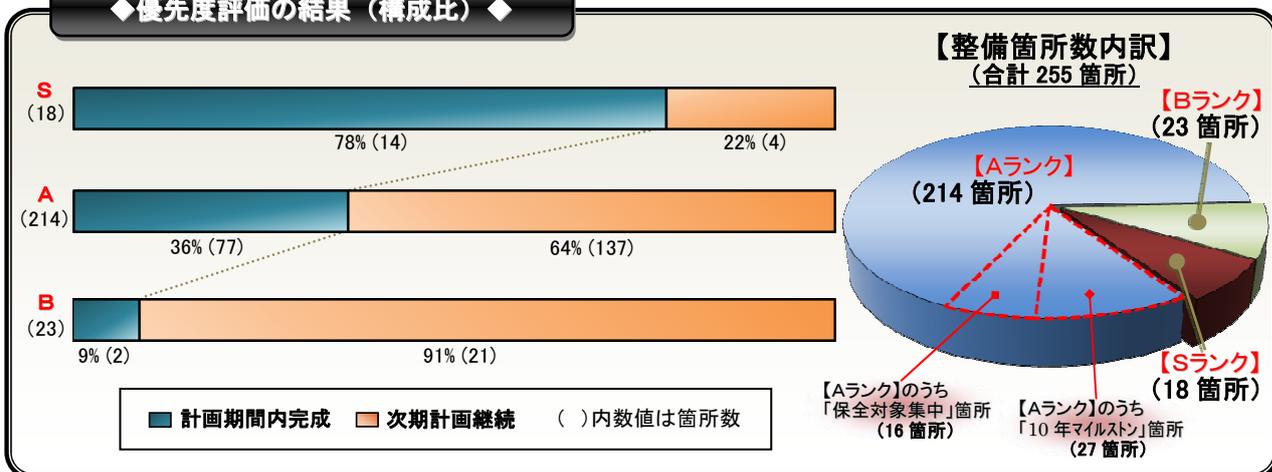
なお、前述のとおり、被災箇所の緊急的な対策については、この優先度評価によらず、Sランクとして最優先で施設整備を実施します。



◆優先度評価の結果（ランクの分類）◆



◆優先度評価の結果（構成比）◆



◆整備対象箇所◆

区分	計画期間内 完成	次期計画 継続	合計
砂 防	4 5 箇所	8 0 箇所	1 2 5 箇所
急傾斜	4 5 箇所	8 2 箇所	1 2 7 箇所
地すべり	3 箇所	—	3 箇所
合計	9 3 箇所	1 6 2 箇所	2 5 5 箇所

◆ 8. 20土砂災害の被災地（広島市）における再度災害防止対策

【主な箇所】

（砂防） 桐原川支川 21（安佐北区），根谷川支川 99（安佐北区），
根谷川支川 101（安佐北区）など

（急傾斜） 安佐南区毘沙門台，安佐北区可部町桐原，安佐北区三入東 など

【特定緊急砂防事業】

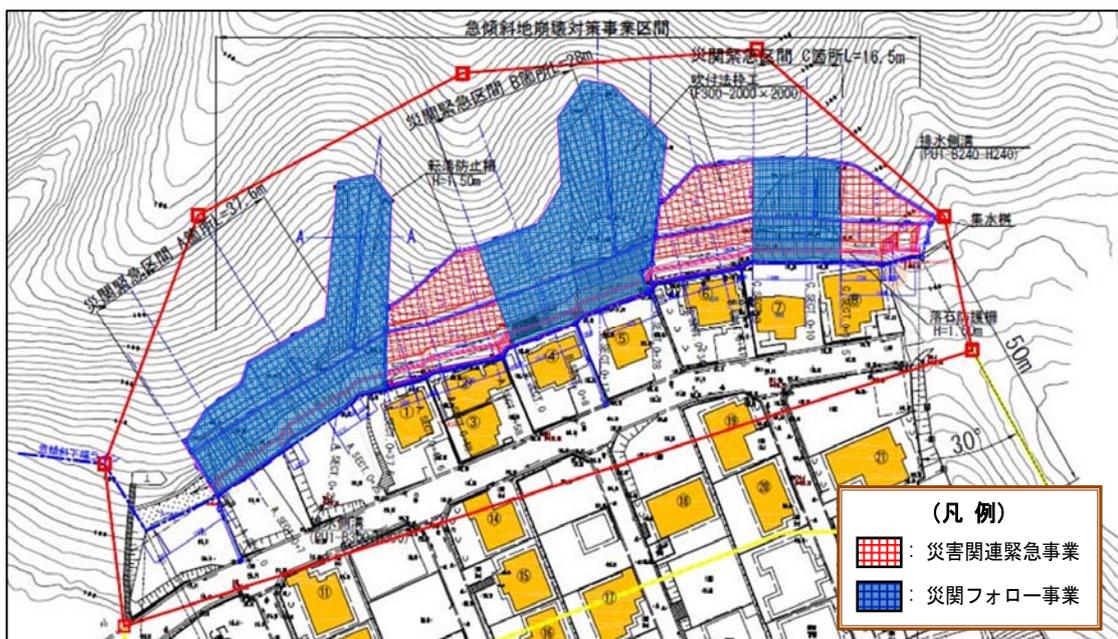


↑ 根谷川支川 99・101（安佐北区）



↑ 直轄砂防事業 上山川（安佐南区）

【急傾斜地崩壊対策事業（災関フォロー）】



↑ 安佐北区可部町桐原

◆**防災拠点や大規模避難所（小・中学校）を守る整備《10年マイルストーン》**

【主な箇所】

（砂防）ハタガミ川（江田島市），光明寺川（呉市），大畔谷（府中市），西父木野川支川3（神石高原町），常清滝川（三次市）など

（急傾斜）廿日市市宮島町，山県郡北広島町川戸，尾道市御調町市，庄原市高野町 など



↑ 防災拠点（作木支所）を保全する
砂防事業実施予定箇所（三次市）



↑ 防災拠点（御調支所）を保全する
急傾斜地崩壊対策事業実施予定箇所（尾道市）

◆**住宅等が密集した地域を守る整備《保全対象集中箇所》**

【主な箇所】

（砂防）戸坂城山川（広島市東区），千同川（広島市佐伯区），中横路川（呉市），丹屋奥谷西川（福山市），宗郷川（三原市）など

（急傾斜）広島市西区己斐上，広島市安佐南区安東，呉市阿賀南，廿日市市天神，三原市宗郷町 など

住宅等が集中した地域を保全する
↓ 砂防事業実施予定箇所（呉市）



↑ 住宅等が集中した地域を保全する
急傾斜地崩壊対策事業箇所（三原市）

◆要配慮者利用施設や避難所等重要施設を守る整備

【主な箇所】

- (砂防) 横見川右支 (広島市), 奥之谷川 (海田町), 檜垣川 (呉市), 谷郷川 (大竹市), 滝の川 (東広島市), 市場川 (庄原市) など
- (急傾斜) 広島市東区山根町, 竹原市吉名町宗越, 尾道市瀬戸田町瀬戸田, 庄原市水越町 など
- (地すべり) 福山市柳津町 など



↑ 避難所 (公民館) を保全する
砂防事業実施予定箇所 (海田町)



↑ 要配慮者利用施設 (幼稚園) を保全する
急傾斜地崩壊防止施設 (福山市)

◆過去の土砂災害発生状況等を踏まえた対策

【主な箇所】

- (砂防) 荒谷川 (広島市), 大津恵川 (庄原市) など
- (急傾斜) 廿日市市宮内 など



←平成 22 年の災害を踏まえ
整備した
砂防堰堤群 (庄原市)

平成 25 年の災害を踏まえ整備した→
急傾斜地崩壊防止施設 (廿日市市)



【参考1】国直轄砂防事業について

◇ 広島西部山系直轄砂防事業 【事業主体：国土交通省】

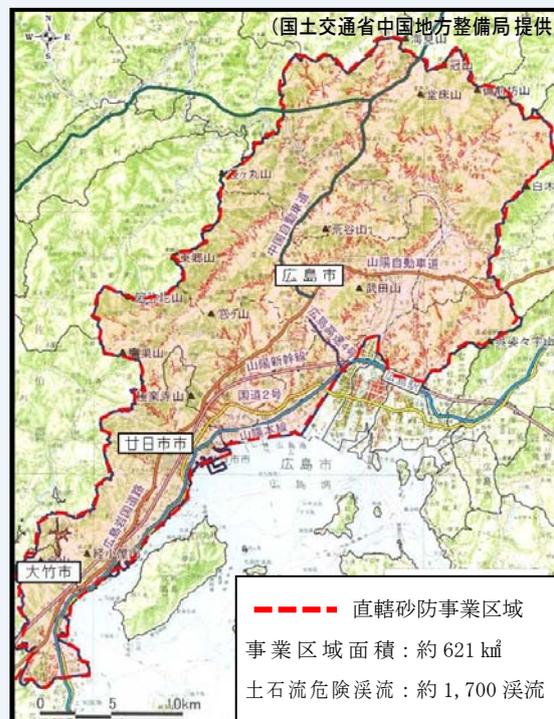
平成11年の「6.29豪雨災害」を契機に事業化された広島西部山系直轄事業区域内(広島市・廿日市市・大竹市の一部)においては、国土交通省と広島県が連携し、土砂災害対策を推進しています。

《直轄砂防事業実施地区選定の考え方》

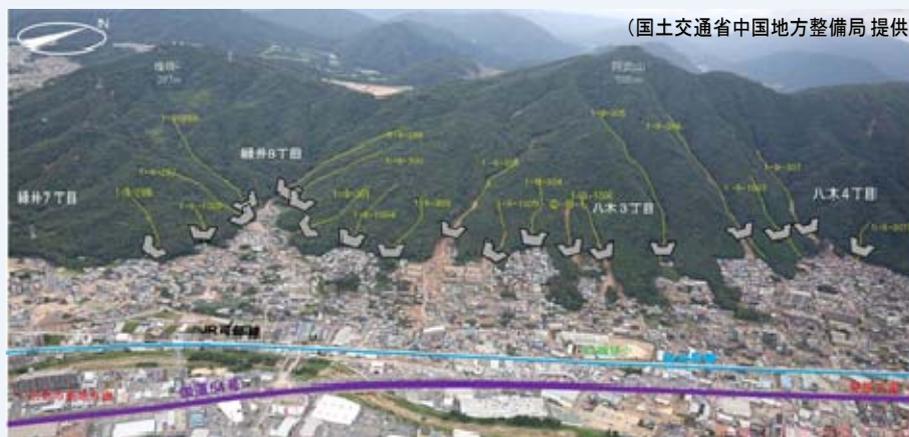
- 複数の土石流危険渓流が重複する地域の整備効果を高めるため、隣接する渓流を一連で集中的に整備する必要がある地区
- 山陽自動車道や山陽新幹線等、国の根幹となる重要交通網を保全する必要がある地区



土石流によって被害を受ける地域のコミュニティに関連する一連の渓流(概念)



↑ 広島西部山系直轄砂防事業区域



↑ 【広島西部山系における事業の実施例 (広島市安佐南区八木・緑井地区)】

【参考2】急傾斜地崩壊対策事業(県費補助)について

◇ 急傾斜地崩壊対策事業(県費補助) 【事業主体：市町】

県が実施する工事に加え、国の交付金による急傾斜地崩壊対策事業の採択基準(急傾斜地の高さが10m以上、人家概ね10戸以上)を満たさない、規模の小さい危険箇所の対策については、市町が実施する工事に対し県費補助を行っています。

平成27年度には、10の市町に対し県費補助を実施しており、引き続き、近年災害が発生した箇所など、緊急性が高い箇所から優先的に整備を進めていきます。